

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和 3 年 6 月 8 日提出

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

（提案理由）

育児休業代替及び配偶者同行休業代替に係る任期付職員が導入されたことに伴い、神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する 規則

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則（平成15年神奈川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的に任用された職員」の次に「、任期付職員」を加える。

第12条の見出し中「非常勤又は臨時の職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「及び臨時的に」を「、臨時的に」に改め、「任用された職員」の次に「及び任期付職員」を加える。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

新旧対照表

○ 神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則

新	旧
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(人事評価の対象となる職員の範囲)</p>	<p>(人事評価の対象となる職員の範囲)</p>
<p>第2条 人事評価は、非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。)、<u>臨時的に任用された職員、任期付職員</u>及び神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する職員を除くすべての県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)について実施する。</p>	<p>第2条 人事評価は、非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。)、<u>臨時的に任用された職員</u>及び神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する職員を除くすべての県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)について実施する。</p>
<p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>第3条～第11条 (略)</p>
<p>(<u>非常勤職員</u> 等の人事評価)</p>	<p>(<u>非常勤又は臨時の職員</u> の人事評価)</p>
<p>第12条 非常勤職員、<u>臨時的に任用された職員</u>及び<u>任期付職員</u>の人事評価については、教育長が別に定める。</p>	<p>第12条 非常勤職員及び<u>臨時的に任用された職員</u>の人事評価については、教育長が別に定める。</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則及び神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の概要について

1 改正の趣旨

本県においては、臨時的任用職員の人事評価については、平成 29 年度から実施している。

これまで、学校現場においては、職員が 1 年を超える育児休業及び配偶者同行休業を取得する場合の代替職員は、臨時的任用職員として任用してきたところ、令和 3 年 4 月からは任期付職員として任用することとしたことに伴い、標記規則に任期付職員を位置付けることが必要となるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

学校現場における任期付職員についても人事評価を実施するため、当該職員を対象に追加する。(第 2 条、第 12 条)

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日